

平成26年度事業計画書

横浜市栄区生活支援センター

開所以来、満 13 年を経過し生活支援センターの業務も開設当初の通所者のみを対象とした「居場所の提供」から、施設外へ目を向けたアウトリーチを積極的に進める方向へと変化してきました。

具体的な事業として、精神障害者の方々が地域で自立して生活を営めるよう支援する「自立生活アシスタント事業」並びに退院を促進するとともに、退院後、地域で安心して暮らせるよう支援する「地域移行・地域定着支援事業」が加わり一層充実した生活支援センターへと移行しつつあります。

更に、平成 26 年度からは「計画相談事業」が本格実施となりますので区福祉保健センターと連携し事業の円滑な推進に努力してまいります。

また、センター業務の円滑な運営を進めるため行政機関をはじめ区内関係機関や家族会との連携を密にし支援機関としての機能をさらに高めるため次のとおり事業を実施いたします。

1. 目 的

地域で生活する精神障害者の方々が安心して自立した日常生活を過ごせるよう支援します。

2. 運営方針

精神障害者の方々に対し、「専門家によるカウンセリング」「職員による面接相談」「実生活に役立つ講習会の開催」「電話相談」及び「地域住民の方々との交流の場の設定と参加の促進」等を積極的に推進し精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図ります。

また、相談事業として新たに加わった「計画相談事業」及び精神科に入院している方々の退院に向けた「一般相談支援事業」を積極的に推進してまいります。

その他、地域が抱える様々な精神保健福祉の課題にも取り組み、地域との連携を推進します。

3. 援助方針

- (1) 地域において単身等で生活する精神障害者の地域生活の維持と地域の精神保健福祉に関する新しい課題に目を向け、積極的な対応による支援を行います。（自立生活アシスタント事業）
- (2) 食事、入浴、洗濯、インターネット等のサービスの提供、心地よい空間の提供などにより精神障害者の生活の質の向上を目指すとともに生活を楽しむことの大切さを伝えます。
- (3) 精神障害者が地域で生活していくために必要な情報収集の拠点として、また地域生活での不安や悩みに十分に対応できる相談機関としての機能を高めます。
- (4) 計画相談事業の実施～精神障害者が地域で自立して生活できるよう個々の課題を把握し目標の設定、支援計画の作成等を進めます。
- (5) 地域移行・地域定着支援事業～病院に対し退院を積極的に働きかけて行く。

同時に、退院希望者に対し退院へ向けての相談や退院後の生活の場の確保、関係機関との連携（作業所、ヘルパー、自立生活アシスタント等に繋げる）を進め再入院の防

止と生活の不安を軽減する環境作りに取り組みます。

- (6) 主体的に選択し、決定する力であるエンパワメントを大切にし、その力の発揮を求めるための研修やカウンセリング、ミーティングの充実、コミュニケーション力の回復にアプローチします。

・SST 講座の開催、SAKAE ピア、グループカウンセリング等

- (7) 地域における精神障害者との交流の機会を増やすことにより、精神障害者が地域のつながりを深めるため地域行事への参加を進めます(お年寄りから子供まで世代を超えた交流の場「ひだまり」等に参加)

- (8) 精神障害者への安心・安全なサービス提供を確保するため、苦情解決制度、サービス評価等の充実等、サービスの質の向上を目的としたリスクマネジメントに真摯に取り組めます。

4. 事業への取り組み

生活支援センターは、来館又は電話を掛けてくる精神障害者の生活障害の改善を目的としています。

また、センターを利用できない精神障害者にも目を向け、可能な範囲で地域に出かけ関係機関と連携し精神障害者の生活の支援を行います。

更に、地域が抱える様々な精神保健福祉の課題の解決に対応できる機関にならなければと考えます。

そこで、こうした事業の実施体制として次の 4 部門を置き取り組むこととします。

① デイサービス部門

センターに来館又は電話を掛けてくる利用者を対象とします。内容は、計画相談、一般相談、面接相談、専門家(医師やカウンセラー)やセンター職員によるカウンセリング、イベントの実施、利用者ミーティング、ピアサポートの形成、ボランティアの導入、地域交流等進めます。

② アウトリーチ部門

自立生活アシスタントにより、単身等で地域生活を営んでいる精神障害者の生活力及び社会適応力を高め地域生活の維持を図ります。

また、センターに来館できない精神障害者、精神障害を持つ高齢者、社会的ひきこもり、学校や会社で心を病む人などを対象に、家族支援、訪問相談・同行支援、就労支援、他機関との連携等を推進します。

③ 地域移行・地域定着支援部門

精神病院に入院中の精神障害者を対象とします。取り組みの内容は、退院促進支援、退院後の支援(常時の連絡体制の確保、緊急時の相談対応等)及び病院や地域資源とのネットワークの形成等を進めます。

④ 管理部門

相談の受付、ニーズの把握・開拓により各事業部門を統括すると共に、施設運営の望ましいあり方を課題として取り組みます。

また、個人情報保護や事故対策等のリスクマネジメント、苦情解決、サービス評価、職員研修の充実、文書管理等を行います。

5. 職員配置

職種	所属部門	資格	主な業務分担
所長	①・④		業務統括 本部、横浜市との連絡調整 予算、決算・事業計画、報告 人事管理(勤務表作成) 計画相談事業、 勤務表作成 区福連絡会 自立支援給付請求事務 メンタルヘルス支援ネットワーク他 防火防災等危機管理 施設管理 運営連絡会 他
常勤職員a (所長補佐)武藤	②・④	精神保健福祉士	業務統括補佐 自立生活アシスタント事業 業務統括補佐 自立支援協議会 実務者連絡会 地域部会 運営連絡会 実習生 メンタルヘルス支援ネットワーク他
常勤職員b 鈴木	①・②・④	相談支援専門員	自立生活アシスタント事業 計画相談事業、 納涼会 卓球 バーベキュー 区福連絡会 衛生管理 クリスマス会 利用者ミーティング 地域支援事業 区福連絡会 クリスマス会 昼食会・交流会 センター便り ソフトボール メンタルヘルス支援ネットワーク他

職種	所属部門	資格	主な業務分担
常勤職員 d 有働	① ・③	相談支援専門員	地域移行・地域定着支援事業 昼食会・交流会 区民まつり 法人研修委員会 こだちの会運営委員会 地域支援事業 メンタルヘルス支援ネットワーク他
常勤職員 e 伊藤	①	精神保健福祉士	運営状況報告 経理業務 調理業務担当 各種有料サービス経理 郵券管理 センター便り SST 講座 区民祭り 精神部会 メンタルヘルス支援ネットワーク他
常勤職員 F 石渡	① ・②	精神保健福祉士	物品購入・管理 文書整理、回覧 バスハイク センター便り ひだまり実行委員会 精神部会 自立生活アシスタント 法人広報委員会 SAKAEピア 家族会 調理業務担当 メンタルヘルス支援ネットワーク他
非常勤職員 小倉	①	自立支援員	窓口及び電話等対応 文書整理・回覧 银杏会 さかえ農園 センター便り(献立) 昼食会・交流会 グループカウンセリング バーベキュー メンタルヘルス支援ネットワーク他

職種	所属部門	資格	主な業務分担
非常勤職員 永野	①	自立支援員	窓口及び電話等対応 納涼会 センター便り(献立) ゴミ処理関係 広報関係 衛生管理 スペースもも運営委員会 メンタルヘルス支援ネットワーク他
非常勤職員 牧岡	①	自立支援員	窓口及び電話等対応 クリスマス会 はがき絵 衛生管理 メンタルヘルス支援ネットワーク他
非常勤職員 未定	①	自立支援員	窓口及び電話等対応 いたちまつり さかえ農園 メンタルヘルス支援ネットワーク他
アルバイト 楳原	①	自立支援員	窓口及び電話等対応 いたちまつり さかえ農園 メンタルヘルス支援ネットワーク他

調理パート…夕食の料理に従事します。6名で、各日2人が勤務します。

嘱託医相談…精神科医師3名が精神科嘱託医相談に従事します。相談は月3回実施します。また、カウンセラーによる相談を月1回実施します。

・ボランティア…イベント開催時に適宜来ていただきます。

6 具体的な業務内容

(1) デイサービス部門

① 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のため次のとおり開館し、居場所の提供を行います。

・利用時間：午前9時～午後9時

・休館日：毎月第2月曜日(祝祭日にあたる場合は翌日が休館日)

② 精神障害者に対する食事、入浴、洗濯、インターネット等のサービスの提供

◇夕食サービス

開館日は全て夕食サービスを行います。料金は1食400円(月1回の特別メニュー500円)。予約は当日14:30までに申し込みます。

◇入浴サービス

1回100円で開館時間中入浴できます。タオル、ドライヤーは用意してあります。石鹸、シャンプーは各自お持ちいただいても結構ですが、10円でお分けもいたします。

◇洗濯サービス

1 回 100 円で洗濯機、乾燥機の利用ができます。洗剤は各自お持ちいただいても結構ですが、10 円でお分けいたします。

◇インターネットサービス

10 分間 10 円でインターネットが利用できます。

③計画相談の実施

- ・精神障害者の方々の個々の日常生活において適切な助言や社会資源を活用することにより一層充実した生活をおくることができるよう支援計画を立て支援する。
- ・支援計画は、一定期間の見守りを続け、モニタリングを行い計画の遂行状況を把握する。

⑤ 相談支援事業等

開館時間中は常時職員が相談に応じます。専門的な分野は関係機関を紹介します。
また、精神科嘱託医の医療相談を月に3回、予約制にて実施します。

⑤情報提供

センターで収集した日常生活に関するものや制度等の情報を提供します。
また、ほしい情報があれば調査して個別に提供します。インターネット利用(有料)での情報収集も可能です。

⑥利用者ニーズの把握

利用者ミーティングを月1回開催し利用者の意見を反映したセンター運営の実現、サービスの向上を目指します。
また、つぶやきBOX(意見箱)を設置し利用者の意見を吸い上げ可能な限り実現に向けて検討します。

⑦グループカウンセリングの実施

グループカウンセリングを毎月1回実施しています。
これらは精神症状の改善、病気の治療を意図するものではなく利用者自身の振り返り、対人能力の向上等の支援を目的とするものです。

(2)アウトリーチ部門

① 自立生活アシスタント事業の推進

地域において単身等で生活している精神障害者に対し訪問等により地域生活が維持できるよう支援します。

② 地域支援事業の推進

「SST講座」及び地域ケアプラザと連携し生活支援センターの業務を理解していただくための「講演会」等を実施します。

これにより、地域の精神障害者を対象として学習や地域において活躍されている民生委員の方々等との交流を深める。

③ 地域における精神障害者との交流の機会の提供

同一建物内の地域ケアプラザと協働し、月に1回世代間交流事業「ひだまり」を開催する。また、年1回「いたちまつり」を開催し利用者と地域の方々や子供たちと交流を図ります。

また、支援センターと関係機関が連携し納涼会やクリスマス会を開催し地域の方々の参加も呼びかけ利用者との交流を図ります。

その他、栄区役所主催の「区民まつり」に利用者と共に参加、物販・施設紹介・精神保健福祉の啓発等を通して交流を図ります。

※ ボランティアとの交流を各種イベントを通じて行います。

- ④ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援
嘱託医やカウンセラー、職員により、当事者だけでなく家族からの相談も受け精神障害者を抱える家族の悩みの解消に務めるとともに家族間の交流を積極的に進めます。

また、関係機関と連携して家族向けの講演会や勉強会を開催、知識の習得や交流を行います。

その他、区家族会「さかえ会」の毎月の役員会・定例会の会場として支援センターの集会室を提供、職員も参加して常に顔の見える関係作りに努めます。

- ⑤ 精神保健福祉市民グループへの活動支援

栄区にはボランティアグループや就労継続支援B型事業所、グループホーム、作業所等の母体であるNPO法人があります。

そこで、当支援センターの場所を会合等に提供したり、当センター運営委員として参加を依頼する等、相互の事業活動等への連携に努めます。

- ⑥ 精神障害者の就労支援

就労支援事業として就労相談や情報提供、就労支援センターと連携をとり就労に向けての支援を行ないます。

- ⑦ 地域における精神障害者に対する訪問・同行事業の実施

本人や関係機関の要請により必要と判断したケースには、訪問・同行を実施します。また、部屋の整理整頓の仕方・引越しの仕方、受診同行・買い物同行等を行ないませんが、代行するのではなく本人が自主的に実行できるよう支援します。

また、安否確認や現状確認等が必要な場合は本人や施設を定期的あるいは随時に訪問します。

- ⑧ 障害者に対する理解促進を図るための普及啓発活動の実施

区役所、地域ケアプラザ等の関係機関と共催で、精神保健福祉の普及啓発講演会を実施します。「区民祭り」や「ひだまり」等の地域交流事業の中でもパンフレット等を配布して啓発活動を実施します。

- ⑨ 実習生の受け入れ

精神保健福祉士や精神障害者ホームヘルパー養成の課程での実習を受け入れます。実習を通して精神障害に対する理解も深まり、利用者にとっても実習生が入ることによって交流の幅が広がります。

- ⑩ 利用拡大のための広報活動

センター便りの発行、ホームページを開設等、施設紹介や精神保健福祉の普及啓発を実施しています。

(3) 地域移行・地域定着部門

- ① 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

ア 精神病院に入院している方で退院可能な方に対し自立支援員が協力機関と連携し、個々に支援計画を作成、計画に基づき、「相談」「宿泊体験」「施設の体験利用」等、地域生活への移行及び定着に向けて支援を行います。

なお、併せて常時の連絡体制の確保、緊急時相談等に対応します。

イ 病院訪問

積極的に病院を訪問して、医療機関との関係を構築し、退院促進の普及啓発・協働活動につなげます。

(4) 管理部門

① 職員研修

生活支援センターの機能を高めるには、人材育成は不可欠です。そのため研修には力を注ぎます。講師を招いて施設内研修を積極的に行います。外部研修に出席しやすい環境を作り法人の勉強会、センター連の研修会、市精連の研修会などに参加します。

② 個人情報管理に関する取り組み

「社会福祉法人恵友会が保有する個人情報の保護に関する要綱」を遵守します。また、「個人情報漏洩事故防止マニュアル」を作成して、利用者の権利を保護するとともに、研修に積極的な参加を促します。

③ 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理

防火、防災についての体制を強化します。また、衛生管理を徹底します。「事故等緊急時対応マニュアル」を確認し、ヒヤリハット事例を報告しあい検討して安全管理に努めます。

④ 苦情解決の取り組み

恵友会の「福祉サービスに関する苦情解決規程」を遵守します。つぶやきBOXの設置、利用者ミーティング(月1回)等の開催により利用者のニーズを把握し改善要求等の意見に耳を傾けます。

7 栄区生活支援センター運営連絡会の開催

運営連絡会は、当センターの運営に対し理解と協力を仰ぎ併せて当センターの事業及び運営に対し意見・要望等を頂くため年2回程度開催する。

(委員構成)

自治会・町内会、地域団体、家族会、ボランティア団体、関係機関、医療機関、学校関係行政、運営法人

(委員数)

20名以内

(役員)

- ・会長 1名
- ・副会長 2名

(協議事項)

- 1 事業計画・事業報告に関すること
- 2 事業運営に関する連携・調整に関すること
- 3 連絡会規約の制定、改廃に関すること
- 4 その他、センターの事業推進に関すること

以上

※2月28日修正 健康福祉局の指摘事項 自アシ専任がセンター事業(ソフト担当は不可)
※常勤職員(所長以下6名)非常勤職員(4名)アルバイト職員(1名)にて業務分担表見直し。

以上、修正し健康福祉局障害支援課あてメール送信済み(平成26年2月28日)

平成26年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名:横浜市 栄 区生活支援センター

平成26年2月17日

【収 入】

(単位:千円)

科 目		金 額				内訳・説明等
		計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料		65,163	45,348	6,458	11,773	
合 計		65,163	45,348	6,458	11,773	
【支 出】						
科 目		金 額				内訳・説明等
		計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
人件費		52,738	35,457	6,273	11,008	
	所長	5,230	5,230			資格手当
	常勤職員	24,511	9,959	5,298	9,254	常勤職員5名分+資格手当
	非常勤職員	9,647	9,647			非常勤職員4名分
	アルバイト	2,479	2,479			アルバイト職員1名分
	調理アルバイト	3,000	3,000			調理職員7名分
	嘱託医賃金	802	802			別紙参照
	法定福利費	6,120	3,751	855	1,514	別紙参照(含む、労働保険)
	退職給与引当金	744	384	120	240	別紙参照
	福利厚生費	139	139			別紙参照
	労務厚生費	66	66			別紙参照
施設管理費		5,385	5,385			
	光熱水費	3,175	3,175			電気、水道、ガス料金
	庁舎管理	2,000	2,000			別紙参照
	修繕積立金	300	300			
	利用者負担金充当分	▲ 90	▲ 90			入浴サービス等実費徴収分
運営費		3,980	3,030	185	765	
	旅 費	450	270	80	100	出張旅費
	消耗品費	400	300	50	50	事務用品、書籍等、防災備蓄等
	印刷製本費	250	220	10	20	パンフレット、チラシ作成
	修繕費	500	500			小破修繕等(自動ドア修理他)
	通信運搬費	550	500	25	25	切手、はがき等
	賃借料	830	290		540	リース料(車両、コピー機、節水コマ)
	備品等購入費	350	350			パソコン購入等
	保険料	100	100			社会福祉事業者総合保険
	雑費	550	500	20	30	イベント補助、講師等謝金その他
本部繰入金		3,060	3,060			
合 計		65,163	46,932	6,458	11,773	